

議案第 100 号

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な  
処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 24 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な  
処理に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する  
条例（平成 11 年板橋区条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部 1 の項中「36 円 50 銭」を「40 円」に改め、同部 2 の  
項中「36 円 50 銭」を「40 円」に、「69 円」を「76 円」に改め、  
同部 3 の項中「36 円 50 銭」を「40 円」に改め、同部 4 の項中「2,  
500 円」を「2, 800 円」に改め、同部 5 の項中「ただし、この額  
が 200 円未満の場合は、一律 200 円とする」を削り、同表 2 の部中  
「2, 600 円」を「2, 700 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の  
促進及び適正な処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表 1  
の部 1 の項及び 2 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」  
という。）以後に収集及び運搬を行うものについて適用し、同日前に  
収集及び運搬を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成 29 年 10 月 31 日まで  
の間に、付則第 5 項の規定によりなお使用することができる  
有料ごみ処理券を添付するものに係る手数料の額については、なお従  
前の例による。
- 4 新条例別表 1 の部 3 の項から 5 の項までの規定は、施行日以後に収

集又は運搬に係る申込みがなされるものについて適用し、同日前に収集又は運搬に係る申込みがなされたものについては、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に交付されている有料ごみ処理券については、施行日から平成29年10月31日までの間に収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。

6 新条例別表2の部の規定は、施行日以後に動物死体処理に係る届出がなされるものについて適用し、同日前に動物死体処理に係る届出がなされたものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額を改定する必要がある。